

多焦点眼内レンズに係る選定療養費について

【本制度の趣旨】

この制度は、患者さんの要望に従い、患者さんの自己の選択に基づいて、“白内障に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズ”の支給について、患者さんより費用を徴収することができるとしたものです。

【対象レンズ】

- ・眼鏡装用率の軽減効果を有するとして薬事承認されたもの
- ・先進医療において眼鏡装用率の軽減効果を有すると評価されたもの

【費用】

- ・本療養を実施した場合は、医科点数表に規定する眼内レンズ(その他のものに限る。)を使用した水晶体再建術を実施したものとみなして、保険外併用療養費を支給するものとなります。
- ・患者さんから徴収する特別の料金については、多焦点眼内レンズの費用から医科点数表に規定する水晶体再建術において使用する眼内レンズ(その他のものに限る。)の費用を控除した額に、本療養に必要な検査に係る費用を合算したものとしております。

多焦点眼内レンズの種類		自己負担額（保険適用外・選定療養費）
2焦点レンズ	(片眼)	146,427円 (税込)
3焦点レンズ	(片眼)	159,627円 (税込)
3焦点レンズ 連続焦点型	(片眼)	176,127円 (税込)
3焦点レンズ 乱視用	(片眼)	181,627円 (税込)
3焦点レンズ 連続焦点型・乱視用	(片眼)	201,427円 (税込)

【その他】

- ・当院は、関係学会から示されている指針に基づき、本療養を適切に実施いたします。
- ・本療養の実施にあたり、患者さんのメリット・デメリット及び費用に関して説明を行い、患者さんの選択に基づき、文書によりその同意を得ます。

救急外来を受診される方へ

当院では「緊急度判定(トリアージ)」を行っています。

- ・ 緊急度判定（トリアージ）とは、診察前に患者さんの状態を診て、緊急度・重症度を判断し、より具合の悪い患者さんから優先的に診察する仕組みです。
- ・ 早急に診察が必要な緊急性のある患者さんが、早めに診療を受けることができます。
- ・ 軽症の患者さんは、待ち時間が多少長くなることや、診察の順番が変わる場合があります。
- ・ 緊急性がないと判断された患者さんに対しても、経過を観察して再評価をしています。
- ・ 救急外来の混雑状況によって、必ずしもすぐに対応できない場合があります。

以下の症状がある場合は、お知らせください

- ・ 突然の頭痛
- ・ 強い胸の痛み
- ・ 呼吸が苦しい
- ・ 顔色が悪く、冷や汗をかいている
- ・ 我慢できない痛み
- ・ 意識がもうろうとしている
- ・ けいれんがあった
- ・ 体に発疹がある
- ・ その他、症状が強い場合は看護師が症状を確認します

外来腫瘍化学療法について

当院では、外来で化学療法を実施するための専用ベッドやリクライニングシートを有する治療室を設備しております。

当療法は、副作用等が発生することがあります。即時性で緊急度が高い場合、入院での治療を行う体制もあります。帰宅後等に起きる遅発性のものもありますので、何かあれば、夜間や休日等の緊急でもお電話にてご相談ください。

(ナビダイヤル 0570-08-1551)

なお、お電話でのご相談の結果、医師の診察が必要となる場合があります。診察の結果、緊急で入院していただくこともあります。

化学療法のレジメン（治療内容）は、院内に設けた委員会にて妥当性を評価しております。

当委員会は、複数の診療科の医師、当療法に携わる職種として、看護師、薬剤師、管理栄養士、その他必要に応じた専門職、事務員から構成され、定期的に（原則月1回）開催しております。

地域の保険医療機関及び保険薬局とも連携体制を構築しております。

連携体制として、化学療法のレジメン（治療内容）を病院ホームページへの掲載、研修会等を年1回以上開催、化学療法のレジメン（治療内容）に関する照会や患者さんの状況に関する相談及び情報提供に応じる体制をとっております。

コンタクトレンズ診療に係る 費用について

初診 291点

再診(外来診療料) 76点

コンタクトレンズ検査料1 200点

※眼科に受診される患者さんで、平成18年4月以降に当院でコンタクトレンズを作成された患者さんは、『再診(外来診療料)』の医療費負担となります。

2025年01月現在

担当医師	眼科診療経験
天野 紘子	17年
齊間 麻子	15年
森 優	12年
大橋 梨穂子	3年

詳しくは眼科外来事務職員まで

お問い合わせください。

がん患者さんのための 仕事の相談窓口のご案内

当院では、がん患者さんの就労を含む療養環境に関する相談窓口を設けております。

- ・ 治療の必要があるけど働きたい
- ・ 雇用保険について教えてほしい
- ・ 健康保険や傷病手当金などの手続き方法がわからない
- ・ 会社へどのように説明すればよいか 等

上記のお悩み等に対し、専任のスタッフがお話しを伺い、アドバイスや対応方法等を説明いたします。

なお、原則当院に通院している患者さんに限らせていただきますので、予めご了承ください。

相談窓口をご希望の方は、平日9：00～17：00に本館1階、患者相談総合窓口（医療福祉事業課）までお越しくください。

病院勤務医の負担軽減等について

業務分担

- ・ 初診時の予診の実施、入院説明の実施、検査手順の説明を看護師が主導で実施
- ・ 薬剤師による服薬指導の実施
- ・ 26週、32週及び38週の助産師外来の実施
- ・ 担当科が異なる入院患者さんの振分け
- ・ 臨床検査技師による病棟採血の実施
- ・ 医師事務作業補助者による外来診察時のバックアップ実施
- ・ 【検討中】 静脈路確保等の可能に向けたタスクシフト
- ・ 【検討中】 臨床工学士における手術室業務のタスクシフト

連続当直を行わない勤務体制

- ・ 勤務計画上連続当直にならない運営の実施
- ・ 実績においても連続となっていないことを確認

勤務間インターバル確保

- ・ 当直明けは原則業務終了後、速やかに帰宅できる体制維持

予定手術前日の当直や夜勤への配慮

- ・ 当直明けは予定手術に原則組込まない体制維持

当直翌日の業務内容に対する配慮

- ・ 原則業務終了後、速やかに帰宅できる体制維持

交代勤務制、複数主治医制の実施

- ・ 複数主治医制を継続するため、多職種等の連携をとり、情報共有を継続的に実施

短時間正規雇用医師の活用

- ・ 短時間正規雇用医師の採用推奨

医療従事者の負担軽減等について

外来患者縮小

- ・ 逆紹介の推進継続
 1. 患者さんの認識も高めるため、院内掲示及びアナウンスにより啓蒙強化
 2. 逆紹介件数の推移抽出し、件数増加の有無を確認
 3. 地域連携強化を図り、他院機能の情報収集
 4. 逆紹介率と件数を会議等で周知
- ・ 初診紹介外来制

院内保育の継続

- ・ 院内保育の継続かつ柔軟な対応ができる体制
 1. 院内保育の運用継続
 2. 夜間帯保育の実施継続（利用者がある場合のみ）
 3. 利用者のニーズに応じた運営継続

医師事務作業補助者の適正配置と負担軽減

- ・ 医師事務作業補助者の適正配置として、全診療科に配置
- ・ 必要書類の下書きや各種資料の作成、症例登録の実施

医師の時間外・休日・深夜の対応の負担軽減と処遇改善

- ・ 医師の働き方プロジェクトにて検討実施
総労働時間の把握と業務分担、タスクシェアの実施

特定行為研修修了者による医師の負担軽減

- ・ 特定行為研修修了者の適正配置

助産師外来の開設による医師の負担軽減

- ・ 26週、32週及び38週助産師外来の実施

看護補助者による看護職員の負担軽減

- ・ 看護補助者の適正配置
- ・ 委託会社と連携し、夜間看護補助者の適正配置

看護職員の負担軽減等について

業務分担

- ・ 薬剤師による病棟薬剤配置
- ・ リハビリ職種によるリハビリの実施
- ・ 臨床検査技師による病棟採血の実施
- ・ 臨床検査技師による内視鏡業務の補助
- ・ 臨床工学士による手術室内における医療機器管理
- ・ 放射線技師による静脈路確保の実施
- ・ 社会福祉士による認知症ケアに係る取組み
- ・ 社会福祉士による入退院支援に係る取組み

看護補助者の配置

- ・ 看護補助者の適正配置
- ・ 委託会社と連携し、夜間看護補助者の適正配置

短時間正規雇用の看護職員の活用

- ・ 職員の申し出による育児短時間制度及び短時間正規雇用制度の継続活用

多様な勤務形態の導入

- ・ 業務上の必要に応じた始業及び終業時刻の変更

妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

- ・ 院内保育所の運用継続
- ・ 夜間帯保育の実施継続（利用者がいる場合のみ）
- ・ 夜間勤務減免制度の継続
- ・ 半日や時間有給休暇取得制度の継続
- ・ 育児時間制度、育児短時間制度及び短時間正規雇用制度による所定労働時間短縮
- ・ 本人の申し出による他部署等への配置転換面談実施

夜勤負担の軽減

- ・ 看護補助者の夜間配置に業務負担軽減
- ・ 月の夜勤回数管理の継続

後発医薬品使用体制について

当院では、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に行っております。

医薬品の供給状況によって、投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更する場合には、説明をさせていただきますので、皆様のご理解ご協力のほどお願いいたします。

バイオ後続品使用体制について

当院では、バイオ医薬品（バイオテクノロジー応用医薬品）においても後続品の使用を積極的に行っております。そのため入院及び外来においてバイオ後続品の導入が可能な場合は、積極的に説明をさせていただきますので、併せてご理解ご協力のほどお願いいたします。

ニコチン依存症について

当院では、禁煙外来を実施しております。完全予約制としておりますので、ナビダイヤルにてお問い合わせください。

一般名処方について

医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できるよう、一般名称で処方箋を発行させていただく場合があります。医療上の必要性がある場合は、銘柄の指定をいたします。ご不明な点等ございましたら職員までお声掛けください。

なお、令和6年10月より長期収載品について、医療上の必要性がなく、銘柄の指定の有無によらず、患者さんの希望を踏まえて処方した場合、選定療養の対象となりますので、ご承知おきください。

敷地内禁煙について

当院は、屋内外問わず、敷地内全面禁煙となっております。電子タバコや加熱式タバコも禁止です。ご理解とご協力のほどお願いいたします。

緩和ケア診療加算について

当院では、以下の4つから構成される緩和ケアチームを設置しております。

- ・ 身体症状の緩和を担当する専任の医師
- ・ 精神症状の緩和を担当する専任の医師
- ・ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師
- ・ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

がんや心不全の療養中には、身体の症状（痛み、息苦しさ、だるさ等）や精神的な症状（不安、苛立ち、不眠等）が生じる場合があります。

また、他の疾患を合併することもあり、全身に影響を及ぼすこともあります。

これらの問題に対して、緩和ケアチームが診療し、症状の緩和を図ることができます。ご希望の方は、主治医へご相談ください。

患者相談総合窓口のご案内

当院では、患者さんやご家族からの診療・病気に関するご質問や生活のことなど、ご相談を受ける窓口があります。

当窓口では、生活上や入院上の不安等の他、医療費や生活費等の金銭面、各種制度や施設について、医療安全について、がんに関する説明やセカンドオピニオン等様々な相談を承りますので、お気軽にご相談ください。

窓口の場所：本館1階 患者相談総合窓口

受付の時間：平日8：45～17：00

ハイリスク分娩等管理について

分娩件数（2023年1月～12月）	575件
配置医師数	3名
配置助産師数	36名

術後疼痛管理チームについて

当院では、以下の3つから構成される術後疼痛管理チームを設置しております。

- ・ 麻酔に従事する常勤の医師
- ・ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の看護師
- ・ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の薬剤師

質の高い疼痛管理による患者さんの疼痛スコアの減弱、生活の質の向上及び合併症予防等を目的として、術後疼痛管理に係る専門的知識を有した上記チームが必要な疼痛管理を実施しております。対象となる患者さんには、チームが診療を適宜行いますので、ご承知おきください。

病棟薬剤業務について

病棟等において、薬剤師が医療従事者の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する業務を実施しております。

過去の投薬や注射及び副作用の発現状況等を患者さん等から伺うこと、他の医療従事者に医薬品情報を周知すること、入院時の持参薬等から服薬計画を医師へ提案すること、薬剤の相互作用の有無を確認する等の業務を担っております。

入院中の治療をより安全に実施するために、薬剤師から患者さんやご家族に服薬状況等の聴取、服薬指導等を実施いたしますので、ご承知おきください。

なお、各病棟の担当薬剤師名は、病棟掲示板に掲載しております。

下肢末梢動脈疾患について

当院では、慢性維持透析を実施している全ての患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価を行っています。

専門的な治療が必要な患者さんは、当院の専門診療科（循環器内科、血管外科、整形外科、皮膚科）と連携を図り、治療させていただきます。

院内の感染対策について

1. 基本的な考え方

院内感染（医療関連感染）の発生を未然に防止し、ひとたび発生した感染症は拡大しないよう可及的速やかに制圧、終息を図るよう努めます。

2. 組織及び体制

院内に感染管理室と感染対策委員会を設置するとともに感染管理チーム（ICT）と抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を組織しています。

3. 職員に対する研修・教育

各部門ごとや組織横断的な研修会の開催と継続的な教育に努めています。

4. 感染・感染症の報告

感染症法等で定められた疾患を診断した場合は、保健所への報告は遅滞なく行います。また、厚生労働省サーベイランスシステム（JANIS）や感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）に参加しています。

5. 地域との連携

地域の感染対策向上を目指し、地域の医療機関や行政機関等と連携して感染防止対策に努めています。

入退院支援について

患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進した上で入院早期より退院困難な要因を有する患者さんを把握し、入退院支援を実施しております。

病棟のスタッフ以外にも、入退院支援を実施するスタッフがおります。入退院支援を担当するスタッフは、病棟の掲示板に氏名を掲載しております。

院内の医療安全管理体制について

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するため、院内巡視や啓蒙活動、問題の分析等を行っています。

2. 組織及び体制

医療安全管理室と医療安全管理委員会を設置及び連携させ、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制を構築しています。

3. 職員に対する研修・教育

医療安全対策に係る体制を確保するため、定期的に職員研修を実施しています。

4. 相談への取組み

医療安全管理委員会の構成員及び必要に応じた各部門の担当者や、相談窓口担当者等で定期的にカンファレンスを開催し、密接な連携を図ることで、医療安全に関わる相談に適切に応じる体制への評価等を実施しています。

5. 地域との連携

連携している他の医療機関と相互に赴いて医療安全に関する評価を実施及び受けております。この評価の実施及び受けていることについては、少なくとも年1回行っています。

医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができますので、ご希望の方は総合案内又は病院スタッフまで、お声かけください。

差額室料のご案内(1日につき)

病棟	病室				金額	
3A	個室	304	305	307	308	16,500円
3B	個室	351	353	354		16,500円
4A	個室	401	404	406	407	16,500円
		411	414	415	418	
4B	個室	455	457	458	459	16,500円
		460	461	462	463	
		464	466	468	469	
5A	個室	504	507	508	511	16,500円
		512	515			
5B	個室	553	555	556	558	16,500円
		562	564	565		
		554	557			11,000円
6A	個室	603	610	612	614	16,500円
6B	個室	601	652	653	654	16,500円
		657	671	672		
	2人部屋	676				6,600円
7A	個室	724				55,000円
		714				44,000円
		711				27,500円
		701	702	703	704	16,500円
		705	706	707	708	
709	710	712	713			
715	716	718	719			
720	721	723				

※表示金額は全て税込です。

4人部屋の差額室料はありません。

入院・退院（転室）当日は、その時間に
係らず、1日分の差額室料をいただきます。

当院は埼玉県知事が定めた保険医療機関として 下記の適切な医療を提供しております

◇厚生労働大臣の定める基準により看護を行っております。

当院は上記基準のうち、一般病棟において【7対1看護基準】を届け出ており、入院患者さん7人に対し、1日につき1人以上の看護師および准看護師が勤務しております。

また必要とされる看護人員の70%以上が看護師という基準を満たしております。(【7対1看護基準】は病院全体としての取得であり、各病棟で配置人員が異なります)

◇厚生労働大臣の定める基準により食事を提供しております。

当院は上記基準のうち【入院時食事療養(Ⅰ)】を届け出ており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を、適時・適温で提供しております。

◇衛生材料等の治療(看護)行為およびそれに密接に関連した『サービス』または『物』についての費用、『施設管理費』等の曖昧な明目での費用は頂いておりません。

◇当院は厚生労働大臣の定める【DPC(急性期入院医療における診断群分類別包括評価)】の適用指定を受けた対象病院です。

医療機関係数(合計)	1.55350
内訳 基礎係数	1.04510
救急補正係数	0.02380
機能評価係数Ⅰ	0.38610
機能評価係数Ⅱ	0.09850

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、2010年4月1日より、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても対象となります。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、ご家族の方代理で会計を行う場合等のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望される方は、会計窓口または入退院受付にてお申し出ください。

また、個人情報保護の観点から、患者さんご本人以外の方が発行を希望された場合、以下の方を除き所定の手続きがあります。加えて身分証明書を確認させていただく場合があります。

- 1) 診療費のお支払い時に明細書を希望された方
→ 診療費のお支払いをされた代理の方は、患者さんご本人の了承を得ているものと判断いたします。
- 2) 未成年の患者さんの保護者

<機器・システムの都合上、次の場合は発行できません>
→ 2008年以前の診療費